羽生市議会傍聴規則の一部を改正する規則

羽生市議会傍聴規則(昭和34年議会規則第2号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1)改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するとき は、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。 (3)

改 正 後

(趣旨)

この規則は、地方自治法(昭 第1条 和22年法律第67号。以下「法」 という。) 第130条第3項の規定 に基づき、傍聴に関し必要な事項を 定めるものとする。

(傍聴の手続)

- 第3条 会議を傍聴しようとする者 | 第3条 会議を傍聴しようとする者 は、所定の場所で自己の住所及び氏 名を傍聴人受付カードに記入しなけ <u>ればならない。</u>
- 2 会議を傍聴しようとする者が団体 である場合においては、代表者又は 責任者がその団体の名称、自己の氏 名及び人数を傍聴人受付カードに記 入しなければならない。
- 3 報道関係者及び羽生市職員であら かじめ議長の許可を得た者は、前2 項の規定にかかわらず傍聴すること ができる。

改 正 前

(目的)

- 第1条 この規則は地方自治法(昭和 22年法律第67号。以下「法」と いう。) 第130条第3項の規定に 基づき、傍聴人の取締りに関し必要 な事項を定めることを目的とする。 (傍聴券等の交付)
- は、傍聴券又は傍聴証の交付を受け なければならない。

(傍聴券)

- <u>第4条</u> 傍聴券の種類は、一般傍聴券 及び団体傍聴券とする。
- 2 一般傍聴券は、会議の当日受付で 先着順により交付する。
- 3 団体傍聴券は、学生生徒その他の

者が、団体で傍聴しようとする場合 に、その代表者又は責任者に交付す る。

4 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴 券に記載された日に限り傍聴するこ とができる。

(傍聴証)

- 第5条 傍聴証は、報道関係者及び羽 生市職員で、議長が特に必要がある と認めたものに交付する。
- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該 会期を通じて傍聴することができ る。

(傍聴券への記入)

- 第6条 傍聴券の交付を受けた者は、 傍聴券に住所、氏名及び年齢等所定 の事項を記入しなければならない。 (傍聴人の入場)
- 第7条 傍聴人が入場しようとすると きは、指定の入口で傍聴券、又は傍 聴証を係員に提示しなければならな

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員から要求をう けたときは、傍聴券又は傍聴証を提 示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

- 第9条 傍聴券の交付を受けた者は、 傍聴を終え退場しようとするとき は、これを返還しなければならな
- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該 会期が終わったときは、これを返還 しなければならない。

(傍聴人の定員)

- 第10条 傍聴人の定員は60人とす る。
- 2 傍聴人が前項の定員に達したとき は、傍聴券又は傍聴証を所持する者 でも入場させないことがある。

(議場への入場禁止)

できない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、60人とす る。

(議場への入場禁止)

第5条 傍聴人は、議場に入ることが 第11条 傍聴人は議場に入ることが できない。

- (傍聴席に入ることができない者) 第6条 次に該当する者は、傍聴席に 入ることができない。
 - (1) 危険なものを持っている者
 - $(2) \sim (5)$ (略)
 - (6) 前各号に定めるもののほ か、会議を妨害し、又は人に迷惑 を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第7条 傍聴人は、傍聴席にある時は | 第13条 傍聴人は、傍聴席にある時 次の事項を守らなければならない。
 - (略) (1)
 - (2) 談論し、放歌し、高笑し、 <u>その他</u>騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻<u>をし</u>、腕章の類をす る等示威的行為をしないこと。
 - (4) (略)
 - <u>(5)</u> みだりに席を離れ又は不体 裁な行為をしないこと。
 - (6) その他議場の秩序を乱し、 又は議事を妨害するような行為を しないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の

第8条 傍聴人は、傍聴席において写 真、映画等の撮影又は録音等をして はならない。ただし、特に議長の許 可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決 があったときは、速やかに退場しな ければならない。

(係員の指示)

<u>第10条</u> 傍聴人は、<u>すべて</u>係員の指 | <u>第15条</u> 傍聴人は<u>すべて</u>係員の指示

(傍聴席に入ることができない者)

- 第12条 次に該当する者は、傍聴席 に入ることができない。
 - (1) 銃器その他危険なものを持 っている者
 - $(2) \sim (5)$ (略)
 - (6) 前各号に定めるもののほ か、会議を妨害し又は人に迷惑を 及ぼすと認められる者
- 2 児童及び乳幼児は傍聴席に入るこ とができない。ただし議長の許可を 得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

- は次の事項を守らなければならな ٧١.
 - (1)(略)
 - (2) 談論し、放歌、高笑しその 他騒ぎ立てないこと。
 - (3) はち巻、腕章の類をする等 示威的行為をしないこと。
 - <u>(4)</u> 帽子、外とう、えり巻の類 を着用しないこと。ただし病気そ の他の理由により議長の許可を得 たときはこの限りでない。
 - <u>(5)</u> (略)
 - (6) みだりに席をはなれ又は不 体裁な行為をしないこと。
 - (7) その他議場の秩序を乱し又 は議事の妨害となるような行為を しないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の 禁止)

第14条 傍聴人は、傍聴席において 写真、映画等を撮影し、又は録音等 をしてはならない。ただし特に議長 の許可を得た者はこの限りでない。

(係員の指示)

示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第 第16条 法第130条第1項及び第 2項に定めるものを除くほか、傍聴 人がこの規則に違反するときは、議 長は、これを制止しなければならな <u>い。この場合において</u>、その命令に 従わないときは<u>、これを</u>退場させる ことができる。

に従わなければならない。

(違反に対する措置)

2項に定めるものを除くほか、傍聴 人がこの規則に違反するときは、議 長はこれを制止し、その命令に従わ ないときは<u>これを</u>退場させることが できる。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。